

第 3 期千葉県がん対策推進計画の推進体制について

第 2 期計画の推進体制

審議会 委員	専門 委員等	委員 総数
-----------	-----------	----------

	審議会 委員	専門 委員等	委員 総数
千葉県がん対策審議会	15		15
① 予防・早期発見部会	1	12	13
② がん教育部会	2	7	9
③ 緩和ケア推進部会	1	11	12
④ 小児がん対策部会	1	8	9
⑤ 情報提供部会	1	9	10
⑥ 就労支援部会	1	8	9
⑦ がん登録部会（法定）	2	1	3
総数	15	55	70

⑤、⑥に専門委員の重複

今後の推進体制

審議会 委員	専門 委員等	委員 総数
-----------	-----------	----------

	審議会 委員	専門 委員等	委員 総数
千葉県がん対策審議会	15		15
① 予防・早期発見部会	1	12	13
② 緩和ケア推進部会	2	11	13
③ がんとの共生推進部会	2	11	13
④ 子ども・AYA世代部会	1	14	15
⑤ がん登録部会（法定）	2	1	3
総数	15	49	64

(仮) 千葉県がん教育推進協議会

変更点

- ②がん教育部会については、広く医療関係者、学校関係者、患者団体等に呼びかけ、がん教育を推進していくため、調査・審議の機関である千葉県がん対策審議会とは別個に千葉県がん教育推進協議会を設置する。
- ④小児がん対策部会に、成人医療との連携、就学等の生活支援、AYA世代への対応等の委員を加え、④子ども・AYA世代部会を設置する。
- ⑤情報提供部会と⑥就労支援部会を統合し、相談支援等も加え、③がんとの共生推進部会を設置する。